

## 小規模補助金 Q & A

### 1. 補助対象者について

Q 1 - 1
創業予定者や創業後間もない者は、補助対象者となりますか。
A 1 - 1
本事業は、事業を営む者が対象となるため、創業予定者は対象外となります。 他方、創業後間もない者（開業届提出済、法人設立登記済）は、補助対象者となります。
Q 1 - 2
一般社団法人や一般財団法人は、補助対象者となりますか。
A 1 - 2
本事業の補助対象者は、事業を営む会社及び個人事業主となります。 一般社団法人や一般財団法人は、上記に該当しないため、対象外となります。 ※ 事業協同組合、企業組合、有限責任事業組合（LLP）、NPO法人、学校法人、農事組 合法人、宗教法人、医療法人、任意団体等は対象外となります。
Q 1 - 3
本事業の補助対象者となる、事業を営む会社はどのような者ですか。
A 1 - 3
株式会社、合資会社、合名会社、合同会社、有限会社です。
Q 1 - 4
個人事業主として事業を行う開業医や農林漁業者は補助対象者となりますか。
A 1 - 4
開業医は、医療法に基づき営利を目的としていないため、対象外となります。 農林漁業者は、小規模事業者の要件を満たす者であれば、補助対象となります。
Q 1 - 5
製造業と小売業を兼業している場合、従業員数の要件はどちらの業種を適用することになるのか。
A 1 - 5
従業員数、営業収益の割合等から総合的に判断することになります。
Q 1 - 6 (追加)
補助対象者は女性や若者に限定されているのですか。
A 1 - 6
女性や若者以外の方でも申請することができます。

Q 1 - 7 (追加)
複数の小規模事業者が連携して事業を行う場合、連名で申請を行えば、複数者を補助対象とすることができるのか。
A 1 - 7
補助対象者は小規模事業者 1 者のみとなり、複数者の連名による申請は認められません。 また、経費についても申請者 1 者分のみが補助対象となります。
Q 1 - 8 (追加)
認定支援機関である税理士法人が、小規模事業者の要件を満たす場合、本事業に申請することはできますか。
A 1 - 8
税理士法人等の士業法人は、事業を営む法人として認められるため、申請可能です。 ただし、様式 3「事業支援確認書」について、自社ではなく、第 3 者の「認定支援機関である金融機関」又は「金融機関と連携している認定支援機関」が作成するものが必要となります。
Q 1 - 9 (追加)
会社役員のための構成で従業員が 0 人の場合、補助対象者になりますか。
A 1 - 9
補助対象者となります。ただし、人件費は計上できません。

## 2. 補助対象事業について

Q 2 - 1
「地域特化型」新事業活動において、対象とする地域市場で普及していなければ、他の地域で相当程度普及している事業活動であっても対象となるのか。
A 2 - 1
対象となります。
Q 2 - 2
本事業で取り扱う新商品・新サービスについて、特定市場において代替するものが普及していない点または地域市場において普及していない点をどのように判断すればよいのか。
A 2 - 2
事業者の判断となります。対象市場において普及していないと判断される場合は、事業計画書（様式 2 2. ②対象とする市場の特性）にその根拠を記載ください。 最終的に、本事業の補助対象となる新たな事業活動かどうかについては、採択審査において判断を行います。
Q 2 - 3
他の補助金、助成金を活用することは可能ですか。
A 2 - 3
本事業期間内に、同一の内容で国（独立行政法人を含む）の他の補助金、助成金の交付を受けることは認められません。 自己負担分について、自治体独自の支援策を活用することは可能です。

Q 2 - 4	既存の事業で金融機関から融資を受けていますが、本事業を実施するにあたり金融機関による融資実行は必要なのでしょうか。
A 2 - 4	金融機関による融資実行は、本事業の要件ではありません。
Q 2 - 5	事業支援確認書（様式 3）の書類記入と捺印は誰が行うのですか。
A 2 - 5	「認定支援機関である金融機関」又は「金融機関と連携している認定支援機関」が記入と捺印を行います。なお、「金融機関と連携している認定支援機関」の場合は、連携している金融機関との間に締結した覚書等の写しの提出が必要となります。
Q 2 - 6	認定支援機関が連携することができる金融機関に制限はありますか。
A 2 - 6	金融機関は、銀行（都市銀行、地方銀行など）、協同組織金融機関（信用金庫、信用協同組合など）、政府系金融機関となります。
Q 2 - 7 (追加)	J A（農業協同組合）は金融機関に該当しますか。
A 2 - 7	金融機関に該当します。
Q 2 - 8 (追加)	「金融機関と連携している認定支援機関」が金融機関との間に締結する覚書について、指定の様式はありますか。
A 2 - 8	指定の様式はありません。次の①～⑤の内容が盛り込まれている覚書であれば要件を満たすものとなります。 ①目的、②支援対象、③支援内容、④覚書等の有効期限、⑤認定支援機関と金融機関双方の押印がなされていること。（詳しくは、公募要領 5 ページを参照ください。）
Q 2 - 9 (追加)	「地域特化型」新事業活動において、インターネットを活用した新事業活動はすべて補助対象外となるのですか。
A 2 - 9	全国を販売対象とするのではなく、地域に限定してサービス等の提供を行うインターネットを活用した新事業活動であれば、「地域特化型」新事業活動の補助対象となります。
Q 2 - 10 (追加)	新商品・新サービスについて、事業の開始時期から何年以内という基準はあるのでしょうか。
A 2 - 10	何年以内という基準はありません。 既に本格販売されている商品・サービスでなければ、本事業の補助対象となります。

### 3. 補助対象経費について

Q 3 - 1
健保等級単価を適用する者について、健保等級単価はどのように確認すればよいのか。
A 3 - 1
日本年金機構が発行する標準報酬決定通知書に基づき、確認してください。 賞与回数に応じた等級単価一覧表の区分を選択し、該当する健保等級に対応する時間単価を適用することになります。
Q 3 - 2
個人事業主の場合は本人及び個人事業主と生計を一にする家族等の人件費は対象外となっていますが、この範囲はどこまでですか。
A 3 - 2
三親等以内の親族となります。
Q 3 - 3
認定支援機関が行う事業計画の助言及び指導は補助対象経費となりますか。
A 3 - 3
交付決定日以降に行われる支援に要する経費は補助対象となります。ただし、交付決定日以降であっても、補助金交付要綱に基づく各種届出書の作成代行等の費用は対象外となります。
Q 3 - 4
「地域特化型」新事業活動について、海外旅費は対象となりますか。
A 3 - 4
対象となりません。海外旅費は「特定市場型」新事業活動のみ認められます。
Q 3 - 5
補助金の下限が100万円となっていますが、補助金額の確定の結果、100万円を下回った場合は、補助金の交付は行われないのですか。
A 3 - 5
交付決定時に100万円以上であることが要件となるため、後発的事情の発生により、補助金額の確定時に100万円未満となっても問題ありません
Q 3 - 6 (追加)
新商品・新サービスの開発を先行して実施する場合、現在（2013年7月時点）生じている費用は補助対象となりますか。
A 3 - 6
交付決定日以前の経費は補助対象外となります。
Q 3 - 7 (追加)
展示会が2014年3月に開催される。展示会出展費用を補助事業期間内に支払ったが、その費用は補助対象となるのでしょうか。
A 3 - 7
展示会の開催が補助事業期間外となるため、対象外となります。

<p>Q 3 - 8 (追加)</p> <p>従業員を兼務している役員について、人件費は補助対象となりますか。</p>
<p>A 3 - 8</p> <p>従業員として給料が支払われている場合、補助対象とすることができます。</p>
<p>Q 3 - 9 (追加)</p> <p>社内の者が講師となり、講演等を行う場合、謝金は補助対象となりますか。</p>
<p>A 3 - 9</p> <p>自社の従業員を専門家として謝金を支払うものは、補助対象外となります。</p>
<p>Q 3 - 10 (追加)</p> <p>30万円の機械装置が2台必要な場合、機械装置等費の合計金額が60万円となりますが補助対象となりますか。</p>
<p>A 3 - 10</p> <p>総額ではなく、機械装置1台の単価が50万円以下であれば対象となります。この場合、機械装置2台分の60万円を補助対象とすることができます。</p>
<p>Q 3 - 11 (追加)</p> <p>原材料費について、販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費は補助対象外となるのですか。</p>
<p>A 3 - 11</p> <p>本事業では、直接、営利活動を支援することができないため、販売を目的とした最終製品の原材料費は補助対象外となります。補助対象となるものは、新商品・新サービスの開発や販路開拓に用いる原材料に限られることとなります。</p>
<p>Q 3 - 12 (追加)</p> <p>広報費を活用する場合、補助対象外になるものとして気をつけるべき点はありますか。</p>
<p>A 3 - 12</p> <p>新商品・新サービスの広報に要する費用のみが補助対象となります。</p> <p>そのため、本業や会社自体をPRするものは補助対象外となります。また、直接、販売活動を行うためのホームページの作成費用も補助対象となりません。</p>
<p>Q 3 - 13 (追加)</p> <p>資格取得に要する費用、店舗改装費用は補助対象となりますか。</p>
<p>A 3 - 13</p> <p>本事業では、公募要領に規定する①～⑩の補助対象経費以外は対象外となるため、資格取得に要する費用、店舗改装費用は補助対象外となります。</p>

#### 4. 申請手続・審査について

Q 4 - 1	事業支援確認書（様式 3）の「2. 確認事項」は、すべて記入する必要があるのですか。
A 4 - 1	①から③の事項すべてが、必須項目となります。
Q 4 - 2	事業支援確認書（様式 3）における認定支援機関の署名・捺印は代表者でないといけないのですか。
A 4 - 2	必ずしも代表者である必要はありません。 認定支援機関の内部規定等により判断してください。
Q 4 - 3	事業支援確認書（様式 3）の「4. 連携している金融機関」について、金融機関の押印は必要ですか。
A 4 - 3	不要です。
Q 4 - 4	採択審査において、ヒアリングは実施されますか。
A 4 - 4	採択審査は書面審査により行いますので、ヒアリングは実施しません。
Q 4 - 5	採択通知は、事業支援確認書（様式 3）に捺印した認定支援機関にも通知されるのですか。
A 4 - 5	結果の通知は、応募事業者のみに対して行います。
Q 4 - 6 (追加)	公募説明会に参加しなくても、本事業の申請資格はありますか。
A 4 - 6	公募説明会への参加は申請要件ではないため、説明会への参加の有無は関係ありません。
Q 4 - 7 (追加)	電子媒体の提出が必須となっていますが、ファイル形式に指定はありますか。
A 4 - 7	様式 1、様式 2 は W o r d 形式、様式 3 は認定支援機関等が作成したものをスキャナー等で読み込み、P D F 形式で C D - R 等に保存してください。

## 5. 補助事業の実施について

Q 5 - 1
補助金を事前にもらうこと（概算払い）は可能ですか。
A 5 - 1
本事業では、補助事業完了後の精算払いのみとなるため、概算払いは行いません。
Q 5 - 2
事業完了後の補助金交付は、どのような手続きで行われるのですか。
A 5 - 2
補助事業の完了後、事業者は実績報告書を提出し、確定検査を受けることとなります。 実施した事業内容と経費内容の確認を行い、交付すべき補助金の額を確定した後、国からの支払い（口座振込）となります。
Q 5 - 3
収益が認められた場合、補助金の額を上限として収益の一部を納付しなければならないと記載されていますが、なぜ補助金を返納しなければならないのですか。
A 5 - 3
国税からなる補助金が、一企業の利益となってしまうようなことは好ましくなく、補助金の交付による事業によって得た収益は、納付することとなります。これは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づいた運用であり、ご理解ください。
Q 5 - 4
補助対象事業完了後5年間は、事業化等の状況を報告する必要がありますが、どのようにすればいいのですか。
A 5 - 4
別途定める様式を提出することとなります。事業化状況報告の詳細については、採択者を対象にした説明会においてご案内します。
Q 5 - 5 (追加)
収益納付を行った場合、当該金額を損金算入することは可能ですか。
A 5 - 5
個別の事例に応じて判断されることになるため、最寄りの税務署等にご相談ください。
Q 5 - 6 (追加)
2次募集は予定されていますか。
A 5 - 6
現時点では未定です。